

茨城県立結城第二高等学校部活動運営方針

1. 部活動運営方針の趣旨

- 部活動は学校教育の一環として、実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

ア 活動時間について

- 学校では、1日の活動時間は、平日は2時間、休業日（学期中の週末を含む）は4時間を上限とする。
- 原則として朝の活動は行わない。

イ 休養日について

- 学期中、長期休業中は週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、原則としていずれか1日以上を休養日とする。ただし、週末に2日連続で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 定期試験等の実施前の一定期間や学校閉庁日、12月29日～1月3日の期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施するものとする。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

○校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図るものとする。

○校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が 31℃以上の場合、屋外の活動を原則として行わない。

○校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

○校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うものとする。

○校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表するものとする。

4 生徒の多様なニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討することとする。具体的に、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つ

くりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。

(2) 地域以降の推進

生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、地域の人々の協力や地域のスポーツ団体等の各種団体との連携に努める。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

教員の時間外在校等時間縮減とあわせ、部活動数の精選・適正化を進め、生徒の安全を確保した上で、複数顧問交代により単独で指導する原則を徹底する。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

関係団体や大会等の役員業務についてもサービス管理を整理し、手続を徹底する。